

平成 30 年度

鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化
判断比率及び鳥取市公営企業会計決算
に基づく資金不足比率審査意見書

鳥取市監査委員

鳥 監 第 46 号
令和元年 8 月 20 日

鳥取市長 深澤義彦様

鳥取市監査委員 湯口一文

同 浜橋正教

同 上田孝春

平成 30 年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化判断比率及び
公営企業会計決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により
審査に付された、平成 30 年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化判断比率及び公営企業
会計決算に基づく資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について
審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

平成 30 年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく 健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
将来負担比率

第 2 審査の期間

- 1 実施期間 令和元年 7 月 31 日から同年 8 月 20 日
- 2 聴取日 令和元年 8 月 20 日

第 3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかを主眼として、係数の確認を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第 4 審査の結果及び意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

また、指数を前年度と比較すると、実質公債費比率は 0.4 ポイント、将来負担比率は 5.6 ポイント下降し、両比率とも改善している。

中核市移行後も、全ての指標においてこれまで同様早期健全化基準を下回っており、財政の健全性は保たれている。

なお、一般会計等における地方債残高は新本庁舎整備などの大型事業により近年増加していることから、収支のバランスを図り健全な財政運営に努められたい。

(単位:%)

項目	健全化判断比率	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	— (—)	11.25	「—」は△4.35(△4.03)
連結実質赤字比率	— (—)	16.25	「—」は△20.53(△20.78)
実質公債費比率	10.8 (11.2)	25.0	
将来負担比率	63.1 (68.7)	350.0	

(注) 1 () は前年度の数値を表示している。

- 2 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は「—」で表示される。

平成30年度鳥取市公営企業会計決算に基づく 資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 鳥取市水道事業会計資金不足比率
- 鳥取市工業用水道事業会計資金不足比率
- 鳥取市病院事業会計資金不足比率
- 鳥取市下水道等事業会計資金不足比率
- 鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計資金不足比率
- 鳥取市温泉事業費特別会計資金不足比率
- 鳥取市観光施設運営事業費特別会計資金不足比率
- 鳥取市電気事業特別会計資金不足比率

第2 審査の期間

- 1 実施期間 令和元年7月31日から同年8月20日
- 2 聴取日 令和元年8月20日

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかを主眼として、係数の確認を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 審査の結果及び意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

中核市移行後も、全ての公営企業会計において資金不足は生じていないことは好ましい状況である。今後においても引き続き適切な財政運営に取り組まれない。

公営企業会計の名称		資金不足比率	経営健全化基準	備考
法適用	水道事業	—	20.0%	剰余額 2,145,302 千円
	工業用水道事業	—		剰余額 7,709 千円
	病院事業	—		剰余額 2,307,429 千円
	下水道等事業	—		剰余額 2,679,333 千円
法非適用	公設地方卸売市場事業費	—		剰余額 7,095 千円
	温泉事業費	—		剰余額 2,584 千円
	観光施設運営事業費	—		過不足なし
	電気事業	—		剰余額 952 千円

(注) 資金不足が生じない場合は、「資金不足比率」は「—」で表示される。